

○ 大阪市請負工事施工体制確認マニュアル

第1 目的

不良不適格業者の放置は、適正な競争を妨げ、公共工事の品質確保及びコスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。

このマニュアルは、大阪市発注工事の請負業者から不良不適格業者の排除を行い、適正な施工の確保を徹底するため、当該工事現場における監理技術者等の専任制及び施工体制を確認する際に行う確認事項や方法等を具体的に示すことを目的とする。

第2 確認対象工事

本市発注の請負工事

第3 確認を行う者

大阪市契約規則第43条第1項の規定により、局長等（大阪市契約規則第2条第2号に定める局長等をいう。以下同じ。）が指定する請負契約の適正な履行を確保するために必要な監督を担当する職員

第4 確認事項

「工事施工体制等チェックシート（別紙1）」のとおり

第5 確認方法及び確認時期等

「工事施工体制の確認方法及び確認時期等（別紙2）」のとおり

第6 建設業法等違反に係る事案の対応

(1) 契約管財局への報告

監督職員が確認を行った結果、監理技術者等の専任制等の確認ができない場合、一括下請負していることが明らかな場合又は施工体制台帳の不備など不適切な点が判明した場合にあって、監督職員が是正を求めているにもかかわらず請負業者がこれに応じないときは、当該工事を所管する局長等は、契約管財局長に遅滞無くその旨を報告することとする。

(2) 大阪市競争入札参加停止措置審査委員会による協議

契約管財局長は、報告を受けた事案について、大阪市競争入札参加停止措置審査委員会の協議を経て、停止措置を行うこととする。

(3) 建設業許可行政庁への報告

建設業法に違反していることが明らかな場合には、契約管財局長は、国土交通大臣又は大阪府知事に対し遅滞なく通報することとする。

第7 その他

「工事施工体制等チェックシート（別紙1）」の「1. 工事概要」中、「工事種別」欄については、各所属の事情に応じてあらかじめ不動文字として文言等を定めることを妨

げない。

附 則

この規定は、平成 13 年 4 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用する。

附 則

この規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用する。

附 則

この規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用する。

附 則

この規定は、平成 19 年 10 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用する。

附 則

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用する。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用し、平成 27 年 4 月 1 日の前に締結している工事については、適用しない。

附 則

1 この規定は、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。

2 この規定による改正後の大阪市請負工事施工体制確認マニュアル第 5 の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの規定の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

工事施工体制等チェックシート

(別紙1)

1. 工事概要

○ 工事名	:		○ 工事種別	:	
○ 請負業者名	:		○ 建設業許可番号	:	
○ 請負金額	:	円 (下請率約 %)	○ 工期	:	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2. チェックポイント

確認者 所属・氏名・確認年月日		所 属:		氏 名:		確認年月日:平成 年 月 日				
確認項目	確認細目	着 眼 点								
		□現場での調査		確 認		○書類等での調査 (追加確認を含む)				
A) 監理技術者又は主任技術者の確認	資格者証の把握	□ 元請負人の社員であるか。	はい	・	いいえ	○ 監理技術者講習を修了したことを証するものを取得しているか。	取得	・	無し	
		□ 監理技術者資格者証を現地で携帯しているか。	携帯	・	不携帯		○ 監理技術者の資格者要件に疑義はないか。又、疑義がある場合の内容 (所属・資格・有効期限・その他)	無	・	有
		□ 資格者証は裏書きで変更事項に誤りはないか。	無	・	有			内容 ()		
		□ 資格者証会社名、工種区分、期限は有効か。	有効	・	無効					
	同一性の把握	□ 施工体制台帳等に記載の技術者と同一人物か。	同一	・	同一でない	○ 配置予定技術者を対象。	予定者	・	予定者外※1	
						○ 他の工事と重複していないか。(CORINS等の内容で確認)	していない	・	している	
	専任(常駐)の把握	□ 現場にいるか	いる	・	いない	○ 監理技術者の変更があった場合、手続は適正か。	適正	・	不適正	
	主任技術者	雇用関係の把握	□ 元請負人の社員であるか	はい	・	いいえ	○ 配置予定技術者と同一人物か。	はい	・	いいえ
		同一性の把握	□ 施工体制台帳等に記載の技術者と同一人物か。	同一	・	同一でない	○ 配置予定技術者を対象。	予定者	・	予定者外※1
							○ 主任技術者の変更があった場合、手続は適正か。	適正	・	不適正
専任(常駐)の把握	□ 現場にいるか	いる	・	いない						
B) 現場代理人の確認	同一性の把握	□ 現場代理人通知書に記載の現場代理人と同一人物か。	同一	・	同一でない	○ 現場代理人は元請負人の社員であるか。	はい	・	いいえ	
	常駐の把握	□ 現場にいるか	いる	・	いない	○ 現場代理人の変更があった場合、手続は適正か。	適正	・	不適正	
C) 現地の施工体制の確認	施工体制台帳	□ 施工体制台帳は現場に備え付けられているか。	いる	・	いない	○ 記載事項が現場の状況と一致しているか。	一致	・	不一致	
						○ 施工体制台帳に下請負契約書(写)が添付されているか。	されている	・	されていない	
	施工体系図の把握	□ 施工体系図は現場の見やすい場所に掲示されているか。	されている	・	されていない	○ すべての下請金額が確認できるか。※2	できる	・	できない	
D) その他事項の確認		□ 建設業許可を受けたことを示す標識が現場の見やすい場所に設置されているか。また、監理技術者等が正しく記載されているか。	問題なし	・	問題あり	○ 受注時・変更時の工事カルテは適正に登録されているか。	適正	・	不適正	
		□ 建退共制度関係に関する掲示が現場の見やすい場所に設置されているか。	設置	・	未設置					
		□ 労災保険関係に関する掲示が現場の見やすい場所に設置されているか。	設置	・	未設置					

※1 配置予定技術者以外の者が配置される場合には、入札時における配置予定技術者調書の提出に関する取扱要領に基づき、厳正に行うこと。

※2 主任技術者の場合、下請金額が4,000万円未満(建築一式工事については、6,000万円未満)であることを確認

3. 所 見

工事施工体制の確認方法及び確認時期等

(別紙2)

確認項目	目的等	確認細目	確認方法	確認時期	対応方法			
I 監理技術者又は主任技術者	元請負人が適切に業務を行い、工事の品質を適切に確保するために義務付けられている監理技術者等を把握	① 雇用関係の確認	監理技術者	監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを提示させる。	工事着手前	<ul style="list-style-type: none"> ・疑義がある場合は、監理技術者、主任技術者、現場代理人、元請け会社に説明を求める。 ・技術者の専任が必要な工事については、3ヶ月さかのぼる雇用関係の確認が必要 		
			監理技術者	監理技術者資格者証の会社名、工種区分、期限、裏書による変更などについて把握する。	工事着手前			
			主任技術者	健康保険被保険者又は住民税特別徴収税額通知書等により確認を行う。	工事着手前			
		② 同一性の把握	監理技術者	配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者及び監理技術者資格者証に記載された技術者が同一であることを把握する。	工事着手前			
			監理技術者	監理技術者資格者証の写真により、本人であることを把握する。	工事着手前			
			主任技術者	通知による主任技術者が同一であることを把握する。	工事着手前			
		③ 専任（常駐）の把握	監理技術者	監理技術者の専任（常駐）又は主任技術者の専任（常駐）を把握する。	工事施工中 1回/月程度		<ul style="list-style-type: none"> ・専任（常駐）の把握は、請負金額3,500万円以上（建築一式工事については、7,000万円以上）の工事 ・疑義がある場合は、現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。 	
			主任技術者	打合わせ時等に監理技術者又は主任技術者が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっているかを把握する。	工事施工中			
		II 現場代理人の確認	請負契約の的確な履行を確保するために必要な現場代理人を把握	④ 専任（常駐）の把握	現場代理人の雇用関係の確認及び他の工事の現場代理人として従事していないか把握する。		工事施工中 当初及び変更時	疑義がある場合は、現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。
		III 現地の施工体制の確認	不良不適格業者を的確に見出し・排除し工事の品質確保、建設業の健全な発展を図るために、現地の施工体制を把握	⑤ 施工体制台帳の把握	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されているか把握する。		工事施工中 1回/月程度	<ul style="list-style-type: none"> 施工体制台帳の不備を発見した場合は、是正を求める。また、必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。
施工体制台帳に下請契約書（写し）が、添付されていることを把握する。	工事施工中 当初及び変更時							
下請金額が確認出来ていることを把握する。	工事施工中 当初及び変更時							
⑥ 施工体系図の把握	記載事項が現場の状況と一致していることの確認を行う。			工事施工中 当初及び変更時				
	施工体系図が当該工事現場の見やすい場所に掲げられていることを把握する。			工事施工中 1回/月程度				
	施工体系図に記載のない業者が作業していないことを把握する。			工事施工中 当初及び変更時				
IV その他事項の確認	その他、元請負人の適切な施工体制の確認のために必要な事項について把握	⑦ 工事カルテ登録の把握	受注時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握する。	工事着手前	<ul style="list-style-type: none"> 不適切な場合は是正を求める。 なお、工事カルテ登録については、500万円以上を対象とする。 			
			⑧ 建設業許可を示す標識の把握	建設業許可を受けたことを示す標識が現場の見やすい場所に設置してあること。監理技術者が正しく記載されていることを把握する。		工事施工中 1回		
			⑨ 建退共制度に関する掲示の把握	建退共制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握する。		工事施工中 1回		
			⑩ 労災保険に関する掲示の把握	労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握する。		工事施工中 1回		